

令和5年4月から行為許可の対象及び使用料が変わります

本市では、都市公園における行為許可の対象及び使用料を、次のとおり変更します。

※ 許可日が令和5年4月1日以降のものから適用です。



○行為許可の対象

公園のにぎわいづくりにつながるようなマルシェやフリーマーケット等、物販中心のイベントなどを、新たに行為許可の対象にします。

※イベントの内容や公園の利用状況等により、お認めできない場合があります。詳細は、各区の土木事務所等にお問い合わせください。



○行為許可使用料の改正

行為許可の使用料を下表のとおり改正します。

	旧単価	新単価
興行	1件1日につき 325,000円	【金銭を徴収する区域】 ●久屋大通公園、矢場公園、白川公園、若宮大通公園 (注1) 1㎡1日につき 65円 ●上記公園以外 1㎡1日につき 32円 (注2)
催しにより公園の一部を独占する場合	1㎡1日につき 8円 (河川区域は6円)	【その他の区域】 1㎡1日につき 8円 (河川区域は6円)
物販	(イベントに付随して行う物販は) 1㎡1日につき 8円 (河川区域は6円)	●久屋大通公園、矢場公園、白川公園、若宮大通公園 (注1) 1㎡1日につき 65円 ●上記公園以外 1㎡1日につき 32円 (注2)

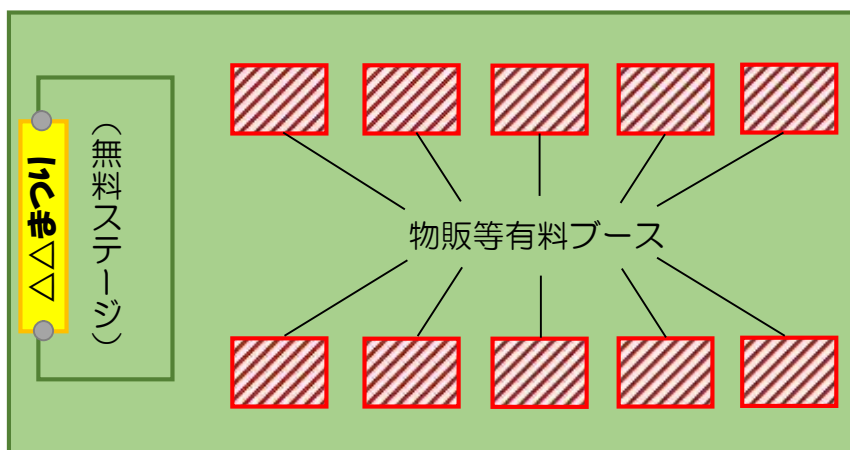
注1：激変緩和措置として、令和5年度は1㎡1日につき32円に減額します。

注2：金銭を徴収する区域、それに伴い物品の引き渡しやサービスを提供する区域、その他これらに付随する区域に適用します（裏面の適用単価の例を参照）。

※詳細は、各区の土木事務所等にお問い合わせください。

裏面あり

<適用単価の例> (有料ブースのみのイベントも可能)



※若宮大通公園や久屋大通公園での個人コンサートにおける物販など、イベントの内容や公園の利用状況等により、お認めできない場合があります。詳細は、各区の土木事務所等にお問い合わせください。

- : 久屋大通公園、矢場公園、白川公園、若宮大通公園 65 円/㎡・日
上記公園以外 32 円/㎡・日
- : 8 円/㎡・日 (河川区域は 6 円/㎡・日)

<使用料算出イメージ>

全体面積：1,000 ㎡、うち物販ブース面積：100 ㎡で 1 日使用した場合
(久屋大通公園、矢場公園、白川公園、若宮大通公園以外)

【改正前】
$1,000(\text{m}^2) \times 8(\text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{日}) = \underline{8,000(\text{円})}$
【改正後】
〔物販ブース部分〕 $100(\text{m}^2) \times 32(\text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{日}) = 3,200(\text{円})$ 〔その他の部分〕 $900(\text{m}^2) \times 8(\text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{日}) = 7,200(\text{円})$ $3,200(\text{円}) + 7,200(\text{円}) = \underline{10,400(\text{円})}$

【お問い合わせ先】

千種土木事務所	781-5211	熱田土木事務所	881-7017
東土木事務所	935-8846	中川土木事務所	361-7581
北土木事務所	911-8165	港土木事務所	661-1581
西土木事務所	522-8381	南土木事務所	612-3211
中村土木事務所	481-7191	守山土木事務所	793-8531
中土木事務所	261-6641	緑土木事務所	625-4940
昭和土木事務所	751-5128	名東土木事務所	703-1300
瑞穂土木事務所	831-6161	天白土木事務所	803-6644